

同一敷地内における発電設備に係る規制について（お知らせ）

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、電気事業法施行規則の改正に伴い、2022 年 4 月 1 日に施行予定の同一敷地内における発電設備に係る規程に関して、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 規制の概要

電気事業法施行規則の改正により、同一の敷地内において発電設備を複数に分けて設置する案件（以下、「分割案件」といいます。）の場合、正当な理由がない限り発電設備群をまとめて 1 構内とみなすよう見直しがなされます。

これを受け、分割案件と判定される場合、弊社はお申し込みを受け付けいたしかねますのでご注意ください。

【参考書類】

第 41 回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2021 年 11 月 18 日）

資料 5 地域分散リソースの導入拡大に向けた事業環境整備について（P9～14）

URL : https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/041.html

2 分割案件と判定される対象

弊社は、分割案件に該当するか否かに関して、以下に沿って判断いたします。

- ・実質的に同一の申請者から、同時期または近接した時期に、複数の発電設備の申請があること
- ・当該複数の申請に係る土地が相互に近接するなど、実質的に一つの場所と認められること

なお、上記に該当しない申込み、次の場合は分割案件と判断されますのでご注意ください。

- ✓私道等を意図的に設置し分断している場合
- ✓他事業者と共同して同事業者の連続を避けつつ複数の発電設備を設置する場合
- ✓同一の事業者が交互に異なる種類の発電設備を設置する場合

3 留意事項

- （1）再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）の対象であっても、分割案件に該当する場合は、正当な理由がない限り発電設備群をまとめて 1 構内とみなします。
- （2）分割案件の疑義がある場合、弊社より土地の登記簿謄本等を求める場合がありますので、お客さまにてご用意のうえ、ご提出いただきます。

- (3) 弊社系統への連系後に、敷地分割の規制に該当することが判明し、弊社より適正な発電状態への改善を求める場合で、改善に応じていただけないときは、ご契約を解約させていただくことがあります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

中部電力パワーグリッド株式会社

ネットワークコールセンター

0120-985-232

受付時間：9：00～17：00（土日、祝日を除く）